様式第67

危険予防措置

|  |  |
| --- | --- |
| 警戒措置 | □発破場所から 　 ｍ以内を立ち入り禁止区域と定め、〔□注意標識　□見張人　□その他（　　　　　）〕等の方法を講じ、発破に際しては〔□サイレン　□拡声器　□振鈴　□その他（　　　　　）〕により警告し、安全を確認する。 |
| その他 |
| 防護措置 | 爆風、騒音、地盤振動、飛石防止のため次の対策をとる。□遮へい物　　□段発雷管　　□消音材（水）　　□覆土　　□装薬量を減らす□人工的な溝等　　□試験発破　　□せん孔角度　　□浮石除去 |
| 防護具 | □たたみ　　□むしろ　　□マット　　□古ベルト　　□防爆シート　　□金網□プラストフェンス　　□棚　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 消費場所における運搬用具 | □背負箱〔□木製　□その他（　　　　　）〕□背負袋 |
| 交通規制 | □有　　　　　□無 |
| 災害発生時の措置 | 現場を保存し、速やかに警察官に届けると同時に、岐阜市消防本部に通報する。なお、遅滞なく、事故内容について報告する。 |